秋田市上下水道局告示第13号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の３第１項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第２号）第８条の３第１号の規定により告示する。

令和８年10月14日

秋田市上下水道事業管理者　佐々木　　保

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
大内設備	佐々木　雄　平	秋田県由利本荘市岩谷麓字麓268番地	令和８年10月８日